

令和2年度第3回（令和3年3月19日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

1 出席者

運営協議会委員（14名）

【会長】学識経験者：雪嶋会長

【副会長】学識経験者：三浦副会長

【副会長】社会教育委員：中村副会長

【学識経験者】糸賀委員

【公募委員】酒井委員、篠塚委員、則竹委員、増子委員

【区内の社会教育委員】石橋委員

【図書館関係団体から推薦を得た者】尾下委員

【中央図書館長】図書館職員：中山中央図書館長

【図書館側委員】図書館職員：梶資料係長、内村利用者サービス係長、
鈴木こども図書館長

図書館事務局（3名）

【事務局】図書館職員：萬谷管理係長、関口主査、管理係大場

2 場所 中央図書館 4階会議室

3 議事内容

協議事項

- (1) 感染症対策と区立図書館サービスのあり方について
- (2) 新宿区立図書館運営協議会設置要綱の改正について（報告）
- (3) 校庭の暫定活用について（報告）
- (4) その他

会長 令和2年度第2回新宿区立運営協議会を開催いたします。今日は初めて対面とオンラインの両方で行うハイブリッド会議で行うため、音声や映像の乱れなど不手際なことがあるかもしれませんが、よろしくお願いします。また、この協議会は公開になっておりますので、会場には傍聴されている方がいらっしゃいます。

本日は3名の欠席届が出ていますが、過半数以上の委員が出席されていますので、新宿区立図書館運営協議会の要綱の第5条の第2項の規定を満たしており、この会議は成立いたします。それでは、資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料の確認の前に、今、会長からお話がありましたとおり、今回、初の試みのオンライン同時開催ということで、いろいろ不手際があるかもしれませんが、どうぞご協力をお願いいたします。

オンラインの方は基本的に発言する以外はマイクをオフにさせていただいて、発言される場合は会長が〇〇委員、どうぞとお声がけしますので、その後にミュートを解除してお話してください。会議室の皆さまは、マイクで普通にお話しただいて大丈夫です。図書館側で説明をする際はこちらのパソコン画面の前に座ってお話してください。

前方スクリーンにオンラインの方も会場の方も映ってると思っていますので、スクリーンと資料をご覧いただきながら進めたいと思います。通常でしたら画面共有で資料等を確認しながら進められるのですが、今回はそこまで準備ができませんでしたので、お手元の紙資料を見ながら説明等を聞いていただければと思います。

配布資料の確認については、今回は全て事前にお送りした資料のみとなりますので、以上となります。

会長 それでは、引き続き事務局から資料について説明していただいで進めていききたいと思います。それでは、きょうの主題に沿いまして会議を進めます。(1)感染症対策と区立図書館のサービスのあり方について説明していただけますでしょうか。

事務局 お送りしてます感染症対策と区立図書館サービスのあり方という資料をご覧ください。第1回の10月8日に、このテーマでさまざまなご意見をいただきました。そのうち、課題と思われる点を3点にまとめました。第2回の12月18日では、その3点の課題を深掘りしてご意見をいただきました。これらの意見を踏まえて、現状はどのような対策を講じているのかというのを今回、右側の表にまとめました。

まず、課題と思われる点の一つ目が、広報の仕方です。こちらについて、12月では町内会の掲示板などを活用してはどうか、とのご意見をいただきました。その後、町内会の掲示板を管理している部署に相談したところ、掲示板はすでにかなり利用があり、余裕があれば貼りますとのことでした。

ただ、図書館も、以前のように突然お休みをするというような状態を避けるため、現在4

月 30 日までは開館時間を短縮することとしてすでにホームページ、館内掲示、2 カ月カレンダーのほか、予約資料の連絡や返却リマインドメールに掲載し周知を行っているところです。メールの利用については、今年度のコロナ禍をきっかけに、メールの登録される方も増加している状況にありまして、この予約の連絡であるとか返却のメールをもらうときに、今の図書館の状況がこんなふうになってますというのは、受け取れるようになっております。

次に課題の 2 番目として、新しい日常を踏まえた対策の具体化というところです。12 月には休館が余儀なくされた場合の対応として、感染症対策を講じるということ意見を意見としてまとめました。これに対して現状は、引き続き開館時間の短縮を行っていること、それから、全館にサーマルカメラを設置して、それによる検温、1 日 2 回の館内消毒、常時換気、手指消毒、マスクのお願いをやっているところです。ただ、ちょうど昨日、中央図書館は座席を若干増やしまして、状況やご要望による緩和を図っております。

三つ目の課題として取り上げられました電子書籍に関しては、短期的、中期的な視点での検討が必要であるなどのご意見をいただきました。こちらについては、今の現状について説明します。まず、長期計画としては、図書館の基本方針で項目の 3 番の電子資料等の活用。それから、24 番の ICT のさらなる活用の所で掲げているところです。中期計画としては、区の第二次実行計画と教育ビジョンに掲載しております。期間はどちらも令和 3 年から 5 年度となっております。これについて簡単に説明したいと思いますので、資料の裏面をご覧くださいよろしいでしょうか。

まず、最初に第二次実行計画については、個別施策 14 番。計画事業番号 61 番の所で、図書館の項目が掲げられています。「新中央図書館等の建設」、「区民サービスの充実」、「子ども読書活動の推進」の三つが図書館部分の計画事項になります。そのうち、図書館サービスの充実ですね。そちらで電子書籍を含む情報資源の活用に向けた検討を行うとともに、図書館独自で作成できるデジタル情報を充実させ、より魅力ある図書館の実現を目指しますと掲げております。

併せて教育ビジョンでは、施策 6 番の「生涯の学びを支える図書館の充実」の 41 番から 43 番の項目に三つ挙げております。こちらには 41 番の所で「魅力ある情報資源の整備充実（電子書籍等）」というところで、電子書籍のメリットを生かせるように、図書館における電子書籍導入および地域資料の電子化等を検討していくとしています。また、図書館ホームページを活用して、図書館独自で作成できる電子情報の提供に取り組みます。これは今年度もいくつかやっております、最後のほうに簡単に説明があります。

一方で電子書籍や導入に向けては、先立って行う検討もしなくてはならないということが今、明らかになっておりまして、42 番の項目の所で掲げているとおり、電子書籍の対象を誰にしていくかという点で、利用できる範囲等について検討をしていくことが必要なので、そのことを書いております。こういったところを、整理した上で導入の検討を進めていこうと考えております。

短期計画としましてはサービス計画がありますが、昨年から1年間かけまして見直しました。これから公表していきますが、指定管理者の契約期間や実行計画等とも合わせて、令和3年から5年度のサービス計画を策定しているところです。その中で具体的な取り組みを考えていければと考えています。ご意見をいただいた読書バリアフリー法とか、著作権法、それから、近隣自治体と電子書籍が共同で進められないかとの提案。学校のギガスクール導入との兼ね合いなどもふまえた上で、進めていこうと考えているところです。

その他としましては、ブックスタート事業について、今、新型コロナウイルスの感染状況の見通しがつかないため、現在も保健センターと調整しているところです。

以上が資料の説明になります。第1回の10月に開催したときに、今年度は6月の満期まで目いっぱい使って、このテーマをまとめることとしております。どのようにまとめていくのか、本日、ご議論いただければと思っております。以上です。

会長 それでは、この感染症対策と区立図書館サービスの在り方、こちらは今後のサービスにおいて非常に重要な問題になりますけど、これについてご意見、ご質問がある方は挙手をお願いいたします。では、どうぞ。

委員 前々から電子書籍の導入について発言させていただいてるんですが、新宿区はかなり前のめりになっていて、これを入れることが世の中の流れであるかのように説明されるのですが、以前からお話しているとおり、電子書籍はまず、内容ですよ。選書がきちんとできるのかどうか。今の説明でも内容以前に、とにかく形としてみんなが利用しやすくなるし、障害者の方も便利だから電子書籍入れましょう、みたいになってるのが大変気になります。まずは、とにかく内容。選書が一点一点できるんですかね？

それから、次にお金、費用です。これは普通の本と違って再販制度が適用されないから、導入する自治体によって、同じ電子書籍を導入しても値段が違ってくるわけですよ。だから、内容と費用がきちんとマッチするとか、いわゆる、コストパフォーマンスですよ。コストパフォーマンスが新宿区にとって妥当なら、それは導入するべきだと思います。ですが内容と費用の視点がないまま電子書籍を入れる、ただ便利だからとの発想は私は相当気になります。

全国の図書館でコロナ禍にあって、電子書籍を急ぎょ入れる所は確かに増えてるんですが、入れてみても当初はみんな物珍しいからアクセスしたり利用しますが、その後、どんどん利用は減って行ってますからね。高い費用をかけて導入して、5年後、10年後ということを見ると、果たしていいのかどうか、かなり疑問ですね。

具体的に指摘しますと、施策の6、「生涯の学びを支える図書館の充実」という見出しのところ。ここの41「魅力ある情報資源の整備充実」とあります。こちらにある電子書籍等は図書や視聴覚資料等、従来の図書館シーンに加え、図書館に出向くことなく提供が可能だという文章は、明らかにおかしいですよ。だって、図書館に出向くの利用者ですよ。提供

をするのは図書館側です。図書館に出向くことなく提供が可能という文章は、利用者と図書館側の視点が混在していて、文章としては甚だおかしいと思います。それから、この文章全体は図書館の視点で書かれているので、どちらかというところ、この箇所は利用者が図書館に出向くことなく、図書館からの提供が可能という意味合いだろうと思いますね。こういう文章は、この施策の項目だけ独立して扱われることが多いので文章は気を付けて、主体がどちらなのか、利用者なのか図書館側なのかが分かるような、一貫した書きぶりにしたほうがいいと思います。

それから、次の 42。こちらは今度、区民の視点からの項目になっているんですね。この 3 行目。一方、電子書籍等の導入に向けては、誰もがインターネット上で予約、貸出、返却ができると書いてありますが、そうだとすると、紙の本は誰でもが予約、貸出、返却はできないんですかということになる。そんなことはなく、むしろ、紙の本のほうがインターネットの利用環境になかったり、デジタル資料のリテラシーっていうかな、取り扱い能力を持たない方でも、予約や貸出や返却は便利にできるはずですよ。だから、これは誰もがじゃなくて、電子書籍の導入によってできるのは、いつでもどこからでもなんですよ。つまり、図書館が閉まってる時であっても、あるいは図書館が休みの日でも予約ができたり貸出ができるというのが、私はメリットだと思いますよ。誰もがというと小さなお子さん、あるいは年配の方、それから、インターネット環境を自宅や職場に持ってない方はやっぱり、排除されますね、これね。そういう意味では、私はこれはいつでもどこからでも予約や貸出、返却ができるっていうのがメリットなんだろうと思います。

実際の電子書籍のサービスですが、今、一般の人が電子書籍でいろんなもの買えるようになっていて、同じように図書館が導入できるというふうに思ってる節がありますが、そうではないですから。図書館向けの商品はそれぞれの業者が決めていて、一般の市場で売られてる電子書籍と、図書館向けに提供されてるものは全く違いますからね。その誤解のないように。それから、一般の方が 2000 円で利用できても、図書館も同じコンテンツ同額で買えるのかといたら、そんなことは全くないわけです。当然、図書館は不特定多数が利用するから、設定されてる価格はずっと高いわけですよ。これが再販制が適用されてる本と、再販制が適用されない電子書籍の大きな違いです。あとはやはり一点一点、図書館が選書できるかどうかですよ。つまり、この本は図書館に必要だけど、こちらの資料は要らないっていう選択ができない。実際はセット買いになっていて、1000 点とか 2000 点とか、時には 3000 点の資料をまとめて図書館は買われるわけですからね。その中の一点一点、選書できるかどうかというのが、私は図書館にとっては必ずしも都合は良くないと考えます。

それから、これも前に言いましたけれど、電子書籍は図書館の通常は資産にならない。つまり、普通の本はお金を出して買えば、それは図書館の資産であって、将来にわたって図書館は利用できます。でも、電子書籍は多くの場合、一定期間アクセスする権利だけで、将来にわたって区の財産にはならないわけですよ。それを紙の書籍より高い費用をかけて導入することになるわけなので、きちんと考えていただきたい。それから、それぞれの業者の

図書館向けのサービスがどういうビジネスモデルになったのかを踏まえないと、新宿区にとって入れていいかどうかは、私は判断できないと思います。私は電子書籍を絶対反対なわけではなくて、新宿区にとって役に立つ内容の資料が妥当な価格で導入できて、将来にわたってコストパフォーマンスがいいのであれば、それは入れるべきです。でも、そういう吟味なしに、とにかく世の中、電子書籍なんだと。これからは電子で行くんだっていうような動きだけ、雰囲気だけで電子書籍に走るのは、極めて危険だと思いますね。方針にもそのあたりがきちんと書き込まれていればいいと思いますが、今、指摘した箇所をみただけでも、電子書籍が図書館にとってどういうメリット、そして、デメリットをもたらすのかが検討されているのかが、甚だ疑問に感じました。以上です。

会長 ありがとうございます。今のことについて、図書館側は何かどんな対応してるかということをお教えいただけますでしょうか。

資料係長 ただいま、いろいろなお指摘、アドバイスいただきましてありがとうございます。最初の点でございますが、前回もご説明させていただいたように、前のめりといった自治体もあるかもしれませんが、決して新宿の図書館はそのような方向性ではなく、ご指摘いただいた課題についても、ここにつまびらかに書いてはございませんけれど、十分その課題意識を持って検討していこうと考えております。

コストの点から申しますと、前回ご説明させていただいたように、1.5倍から2.5倍、ビジネス関連の電子書籍は何倍もするというような話も聞いております。システムについても、電子書籍の提供会社によってシステムが違うということから、もし、採用した会社が導入後に先細ったときなど、また新たなシステム費用をかけなきゃいけないというような課題も想定されます。選書についても、昨年、電子書籍の提供会社にヒアリングをしたときに確認しました。リストではなく中身を判断して購入するのが新宿区での選書の方式ですので、他区でみられるようなカタログ買いではなく、一点一点中身を確認して判断するというやり方が新宿区の伝統であり、いいところですので、これを踏まえて電子書籍についてもセット買いではなく、一点一点確認をすることが可能であると聞いておりますので、選書上の問題についてはハードルの高いものはないだろうと見込んでいます。

ただ、選書以前の電子書籍というビジネスモデルにですね、課題があるのではないかと考えてます。電子書籍は付合契約というか、提供会社が提供した契約形態でしか買うことができない現状がないわけではないので、もう少し選択ができないかなという部分も担当としてはありますので、そういった課題意識は十分持っているところです。その上で新宿区としては、電子書籍は進めるべきものではあるけど、先々のことも踏まえて、導入に向けて引き続き検討していこうという考えではあります。

教育ビジョン等の書き方については言葉が足りないというか、もう少し丁寧な書き方をしなければいけなかったなという部分へのアドバイスをいただき、ありがとうございます。

ご指摘のとおりでございますので、今後、誤解を招かないような表現を工夫していきたいと思っております。

電子書籍が財産にならないというご指摘もそのとおりで、これは買い切りできる電子書籍というものがあれば、財産としての管理ができるかもしれませんが、こちらも課題として指摘のとおりだと思っております。

この教育ビジョンの 42 のサービスのあり方ですね。これについてもいただいたご指摘、いつでもどこでもという電子書籍のメリットとされているものについて、触れていなかったところは、ちょっと言葉が足りなかったというところがございますので、これについても今後、丁寧な説明を詰めていきたいと思っております。以上です。

会長 ありがとうございます。新宿区側も、それなりには検討はされてるという、そういうご発言がありましたけども、それでよろしいでしょうか。

委員 今までも何度も言ってるし、今、担当の方の説明で十分、その辺は分かった上で検討されてるんだと思いますので、そうであればいいと思います。十分、その辺を考えて、特にやっぱり、費用面だな。決して安いものではないんで、コストパフォーマンス考えて今後、検討されたいと思います。文言も少し、さっき指摘したような点は反映して、直せるものは直していただければ、それで結構です。どうもありがとうございました。

会長 それでは、他のご意見、いかがでしょうか。あるいは、ご質問でも結構です。会場のほうはいかがでしょうか。

委員 今のお話で、費用はよく考えたほうがいいというのは全く賛成です。非常に高いものだということは、前回も説明いただきましたので、それだけの価値があるのかという検討、十分考える必要があると思います。

思ったことを順不同でお伝えしますが、まず、電子書籍自体は何らかの形で入れる。ただ、全面的に一気に入れるというよりは、段階的にやってみてはどうかという意見です。第1弾として、新しいものを購入するのもいいのですが、新宿区のいろんな資料、地域の地域資料など、古いものもありますよね。そういうものの保存の問題などがある資料の電子化、デジタル化をまず進めてみて、どれだけ利用があるとか、様子を見ても一つではないかと思いました。これは、電子書籍とはまたちょっと違った、資料の保存の仕方みたいな話になってくるのかもしれませんが、別の視点として一つ意見です。

それから、二つ目は財産にならないといったお話で、私も今、初めて伺ってそうかと思っただんですけど、これも段階的に導入できないでしょうか。例えばベストセラーとか、人気がある本、そもそもベストセラーを図書館が買う必要があるのかという問題はありますが、図書館にあるならぜひ借りたいという人気の書籍ってあると思うんです。そういったものに

限って期間限定で、半年とか1年だけ導入できないでしょうか。サブスクリプションに入るのか分かりませんが、書籍を売る側の会社の方などにも協力いただいて、半年なり1年、期間限定で図書館に提供いただくというようなことがもしできたら、10人、20人借りたいという予約がたまってるような本に限定して試してみてもいいと思います。利用状況も見て、参考にしてはどうかと思いました。

最後は他の自治体、図書館でも既に入れている所があるということですので、これはぜひ、ヒアリングや視察、調査をして、また、やめたところがあればどうしてやめたのか、あるいはどういう問題があったのかとか、そういう先の例に習うとか、そういったところもいろいろ調べてみたらどうかと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。今のご意見ですけど、段階的に導入したらいいだろうということと、期間限定ってのはなかなか面白いですが、実際に可能かどうか。

電子書籍の問題はいろいろ議論されてるのですが、わりと東京は導入に消極的なんですよ。東京都、23区は特に消極的な部分があるので、逆に言うと、23区はコンソーシアムをつくって導入していくとの圧力をかけたほうが、東京都にはほとんどの出版社がありますから、そういう一つの作戦ですかね。他の区と一緒にできないかのご意見もありましたし、こういうものはすぐできるというわけではないと思いますけど、話し合いはどこかでできないだろうかと思います。

こういったいろいろな意見を出していただけると、次につながるのではないかと思います。期間限定とは、非常に面白い考えだと思います。他、いかがでしょうか。今の期間限定というご意見について、図書館側で検討したことはあるのでしょうか。

資料係長 まず、区の古い資料の電子化ですね。こちらは今後の方向性として入っているところではあります。ただ、実際として、従来持っていた価値ある古い資料については、中央図書館の移転の際にほとんど新宿区歴史博物館に移管しています。ですので、図書館に残っている資料の中でデジタル化するべきものというのは、実はあまりないという状況ではあります。ただ、例えば、教育委員会史とか新宿史とか、そういったものは今後、可能性としてはあるのかなど。ただ、ニーズとか、そのあたりも踏まえてということにはなるかと思えます。いわゆる古地図とかそういったものは図書館にはあまりなくて、歴史博物館でアーカイブ化は取り組んでいる方向かなというところがあります。

次に電子書籍について、ベストセラーの導入については出版社、あるいは著作者が公共図書館向けに電子書籍として販売していただければぜひ検討していきたいところです。ただ、ベストセラーはほとんど公共図書館向けの電子書籍としては出てこないのが実態ですので、この辺は出版社側と著作者側との連携といいますか、むしろ、図書館側ではどうにもできないというところもあります。これはそういった関係団体のかたがたに、こういった声が届けばと思っております。

それと、今年度、来年度も電子書籍を導入する自治体が多い中で、やめた所もあると聞いております。これまでも個別に電話等では調査しているところですが、電子書籍団体の年間アンケートですね。そういったアンケートを見ると、課題というか、導入した自治体の感想として、導入直後は伸びたけど、実はその後、伸び悩みがあったなどデータとしては出てきているので、そういったところからも推し量れるところもあるのかなと思っていますが、おやめになった所への情報収集も今後検討していきたいと考えています。

期間限定についても、これは出版社や電子書籍の提供者側でそういったものがあるのであれば、ぜひ、検討の中に入れてたいなと。こういった形になるかはわかりませんが、ご提案として研究していきたいと思います。そんなところでよろしいでしょうか。

会長 他の委員の方はいかがでしょうか。今、電子書籍が続いていますけど、それ以外でも結構ですので自由をお願いします。

委員 電子書籍ですみません。今のやりとりを聞いていても、やはり、協議会の委員のかたがたも電子書籍について少し、勉強していただいたほうがいいと思うんですね。ちょうど区から説明あったように、人気のある本はそもそも図書館向けの電子書籍になってない。この理解がなかなか皆さん、なくてね。こういう本が電子書籍にあるのだから、図書館にも入れればいけないかと、新宿区以外の他の自治体でも言われるんですが。

ここが紙の本と電子で違って、紙の本は図書館が買っても個人が買っても2000円です。それから、紙の本は図書館で貸すのは著作権法で言う貸与であって、非営利、無料であれば著作権者に許諾なく貸すことができる。ところが、電子書籍は公衆送信だから貸与ではなくて、著作権者の許可がないと図書館での電子書籍の貸出はできないんですね。

人気のある作家の本も、個人向けの電子書籍が販売されると、利用者は電子書籍を図書館に入れればいいのかのご意見があるけれども、そういう人気本は図書館向けのコンテンツには選定されなかったり、著作者から許可されていない。

だから、そういう人気本というのは今、説明があったように、電子書籍を扱う業者が、ちゃんと出版社や著者の許諾を取って、図書館向けの電子書籍の中に入れるようになれば、これは図書館でも借りられます。ただし、その際、出版社は相当、価格は高く設定しますよ。なぜなら、個人は共有するとしても自分と友達、家族などで、せいぜい数人か十数人です。ところが図書館が入れると、一つのコンテンツでも何十人、時には100人を超える方が使えるようになってしまうわけなので、これでは本が売れなくなるからといって、図書館向けの価格は相当高くすると思いますね。そういう状況があるので、先ほども申し上げたように、費用と、どのぐらいの利用が見込めて、内容的に図書館にふさわしい本かどうかの吟味というのが必要だと思います。

一方で、区の持っている資料ですね。地域資料だとか、古い歴史資料だとか。こういうものは、そういう著作権の制約、区が持ってて当然、許諾するわけなので、私はこういうものを

積極的にデジタル化をして、特に学校の調べ学習とかね。郷土学習で生徒さんが使うときに、とても便利です。古い本で紙だと痛んでしまうようなものであっても、デジタル化したら一度に複数の生徒さんが使えるようになるという。これは本当に大事なことで、それは進めるべきだと思います。

それから、先ほど会長が言われたコンソーシアムなんですが、それって本当にできるんですかね。システムを共有することになるし、業者側はそうすると、当然、もっとたくさんの人たちが使えるようになるわけだから、コンソーシアムでやれば。新宿区だけじゃなくて、隣の中野区とやるとか、渋谷区とか一緒にやるとなると、たくさんの人が利用できるようになるわけで、当然、価格は上がるでしょう。こういうのは全部、図書館側と業者側の交渉、ネゴシエーションですからね。どういうふうにネゴシエーションをやって、もっと23区の中でも電子書籍が広がるようにするのか。それはかなり戦略的な取り組みが、事業者側と必要になってくるわけですね。隣の区と一緒にやれば便利じゃないかとももちろん、考えられるんですけど、これはその都度、交渉して価格設定をしていく。それから、どこかの区が、うちは利用が多くないからやめると言い出したときに、一緒にコンソーシアム組んでた他の自治体は高い費用を全部丸抱えになってしまう可能性もあるわけなので、なかなか難しいとは思いますが。

あと、トライアルサービスみたいなもの。これは事業者のほうで二の足を踏んでるところがあるわけだから、少し試しにやってみたらどうかというふうなことは考えられると思います。ただし、だったら初めから契約を1年で区切り、その契約内容を見直せばいいだけのことのように思いますね。最初の1年は、価格を安く設定してもらって、その後定着した3年目、4年目以上は価格が元の価格に戻るといような価格設定を業者がしてくれればいいわけであって、それは図書館側と業者側の交渉ですよ。そういうふうに話を持っていけるのであれば、可能性としてはあると思います。

いずれにしても、私自身もまだまだ勉強不足なんですけど、紙の本でのサービスをそのまま電子に置き換えて議論はできないというようなことを少し考えていかないと。この話は安易にはできないと思いますね。欠席されてますが、委員のなかでも出版社の方がどう見るのかというのは、ぜひ、意見を聞いてみたいと思います。

大手のいわゆる、商業出版でベストセラーを次々に出してる所は、なかなか図書館向けのビジネスモデルはつくれない。だけど、いい本を図書館で買ってもらいたいと思ってる出版社の方が、電子書籍の公共図書館向けの販売というのをどう考えてるかは、ぜひ、意見を聞いてみたいところです。また、大学図書館と公共図書館の場合では、コンテンツもサービスもビジネスモデルも当然変わってくるので、ぜひ、良書を出版してる所が公共図書館をターゲットにしたような、いいビジネスモデルを考案してもらえるといいんだろうと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。私がコンソーシアムと言ったのは、すでに実現している大学

図書館での経験がありますので、なぜ、公共図書館はそういうことを考えないのかという意味で言いました。特に東京23区は、出版社が多くあるわけですから、とても話がしやすいのではないかと思うんですよね。他の県からはできないような、東京ならではのメリットと、思っていますので、東京がやらなければ、東京がリードしていくべき、これはまさに政策としてやるべきことだと思うんですね。

ですから、館長は他の区の館長と話をするような機会をぜひつくっていただければと思うのですが、なかなか23区の館長会ではそういう話がないらしいので、ぜひ他の区との連携として図書館同士でつながって行って、こういう問題を対処するというのをやっていただければ。そういう思いです。

委員 確かに、他の区と一体となって業者と交渉していくというのは、これは公共図書館、特に必要だと思います。他の区の実績という意味では千代田区がいち早く電子書籍導入したということもあるので、利用実態などは参考に見てもいいのではないかと。千代田区の電子書籍は、他の区の方も利用登録してなくても、どういう本が入っているのか、見ることができます。新着図書も見られますが、点数はそれほど増えてない。でも、一つの事例という意味では千代田区のやり方というのはいいのではないかと思います。以上です。

委員 今まで電子書籍についていろいろ議論をお聞きして、費用の点ですとか問題が山積しているというのは、いろいろ勉強になりました。あまり詳しいことは分からないので、参考にお聞きしたいのですが、電子書籍にはいろいろな種類があって、図書館が導入可能なのは古い本の電子化したものということですが、前回の資料の中で、中高生向け、インターネットに慣れ親しんでいる世代を対象にすると、コミック関係が増えていとありました。新宿区の特徴として、手塚治虫のマンガがあり、内容はコミックですがすごく文学的な、科学的な点をたくさん持った本でもあるので、電子書籍の方向に向かっていく中で、古い本だけではなく、そういった本にも視野を広げていただけるといいのかなと思います。

電子書籍の導入そのものは私も賛成なんですけど、今、コロナの感染予防の中で、なかなか子どもやお年寄りも、ふれあいやかかわりが持てない状態です。この状態から脱して落ち着きを取り戻したら、憩いの場として図書館という場が大切になってくると思いますので、本の温かさとか、そういったものも忘れずにいただけたら、付け加えられたらなと思って手を挙げました。以上です。

会長 ありがとうございます。今、子ども向けの電子書籍ということのご発言なんですけど、子ども図書館のほうは、どのように考えているんでしょうか。

中央図書館長 総括的に中央図書館長からご説明をいたします。今、マンガというお話がありました。インターネット上の電子書籍ストアでは、一般利用の方というのは、非常にコ

ミックスの購読が多いようです。公開はされていない資料ですが、某区での電子図書館の貸出実績を集計したものがありまして、ジャンルで言いますと、趣味・実用書が約 55 パーセント、絵本が約 15 パーセント、専門書が約 11 パーセント、文学が約 10 パーセントという状況で、先ほどのご質問にも関連しますが、本来需要が高い現代作家さんの文学は電子図書館では提供がほぼないという状況になっております。一方では趣味・実用書が半分以上を占めているということで、公共図書館向けの電子書籍は提供しているジャンルが偏っているということが分かるかと思えます。その他、マンガですとか児童書の電子書籍も区によっては入っていますが、千代田区などですと、先ほどもご紹介があった児童書、絵本等については、コロナ禍で非常に貸出実績が上がったということがあったようです。

もし、電子書籍を入れるとなりますと、中央・こども図書館、それから、地域図書館一括で一つのシステムで運用していくということになるかと思えますが、冒頭のほうで糸賀委員からもお話がありましたとおり、なかなかジャンルを区のほうで選ぶほど、今公共図書館向け電子書籍が充実していないという状況もありますので、そうしたことも見ていかなければいけません。一方で、コロナ禍というのは一つの電子書籍、電子図書館への期待、需要が高まるという要因にもなっているかと思えますので、そうした状況も注意深く見ていきたいと思っております。

それから、先ほど会長からお話のありました、電子図書館の共同運営ですが、地方ですけど事例はありますので、いろいろな検討の中の一つとしては考えられるのかなと思っております。実際の対面での特別区の館長会が今年度、一度も開かれていないという状況の中でするので、なかなかそういう情報交換や意見交換もできない状況ですが、子ども向けも含めた電子図書館の導入は、われわれとしても研究をしていきたい課題と捉えています。以上です。

資料係長 補足で、先ほどお話がありました、青少年に対する電子コミック等についてです。確かに、電子コミックに親しんでいる方が多くいらっしゃると思えますので、手塚治虫などの新宿ゆかりの人物に関する電子コミックなどが出て、かつ、公共図書館向けにも提供されるということになれば、提供を検討し、若い世代に新宿区ゆかりのものに親しんでいただくとは十分、可能であろうと思われれます。コンテンツの充実が進んでいけば、ぜひ考えていきたいと思っております。以上です。

委員 今の電子書籍のお話で、私たちの考えは甘いのかなと、もう少し私自身、勉強しなければいけないなということを感じました。お話の中で子どもたちの調べ学習ということがありましたけど、この施策の6「生涯の学びを支える図書館の充実」というところで、幼少期の読書環境などがすごく影響するのではないかなと思えます。GIGA スクールの導入で、子どもたちが今年度、令和3年度から全員がタブレットを持つようになりますので、ぜひ子どもたちを支え、子どもたちの学習、主学習等に役立つような電子書籍を提供したらいかがでしょうか。以上です。

会長 これについては、コンテンツをどう検討できるかっていうところに、全部集約されてしまうかもしれませんが、子どもから大人まで。あるいは、お年寄りまで。あるいは、障害のある方などさまざまな層からの要望なり、利用についてご意見があるのではないかと思いますので、これは図書館としてどう取り組むかということ、もっと名確認していただきたい。その際にサービス計画にどのように反映するのか、そこを具体的に書いていただいたほうがいいのではないかと。

検討することについても、単に検討するのではなくて、どういう計画で検討するのか、みたいな、そういう具体性は必要ではないかなと思います。それで、その結果を検討したあと、どうするのか。入れるのか、入れないのかというのは、その先かもしれませんが、いろいろなやり方があるのではないかと。トライアルとか、いろいろなやり方あると思いますので、そういうことを計画の中に入れていくことが必要ではないかなと思いますけども。

今日の資料の短期計画に入るのか、中期計画の教育ビジョン等に入っていきのかというように含めて、GIGA スクール構想などと合わせて考えていただけると、もう少し計画が具体化してくるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

こども図書館長 昨日、子ども読書活動推進会議がございまして、やはり、今後の展望ということで、学校図書館におけるGIGAスクールと子どもの本の将来像を、教育支援課長から説明しました。タブレットやインターネットなどを活用した授業も必要ではあるけれども、紙の本でより深く考えていくことも必要であろうという説明でございました。

区立図書館で電子書籍を入れていくことについては、GIGA スクールとの関連もございしますので、学校図書館で今後どのように電子書籍を入れていくのかなどを含め、一緒に考えていきたいと思っていますところでございます。また絵本などについてもコンテンツは増えていくということですが、なかなか一点一点の選書は難しいという話もありますので、学校図書館と連携しながら今後、導入について考えてまいりたいと思っております。

あと、これはちょっと私見ではありますが、今まで学習参考書を書き込みなどがされるということで入れていなかったのですが、電子書籍を使えば、あるいは導入も可能かなというところは考えています。ただし、これについてはまだ公の検討の段階には至ってございません。そのようなことで、今後の課題とさせていただきたいと思っております。以上です。

会長 ありがとうございます。ぜひ、計画になるべく検討事項、盛り込まれるようにしていただければと思いますね。他のご意見、質問、いかがでしょうか。オンラインでアクセスされてる方、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

会長 ではこちらから指名させていただきます。今、まだ新宿区としては4月30日までが開館の短縮時間ということで、これは動かすことができないようでありますけど、他のいろいろなサービス自体は、かなり通常に戻ってきていると思います。その中で何か感じていることがもしありましたら、例えば、いろんなご不便があると思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

委員 広報の件でお話をさせていただきたいと思います。先ほど、区の関係部署から、なかなか掲示板等がいっぱいだというようなお話もございましたが、今、町会の掲示板はコロナ禍で比較的空いているところでございます。

61番の「図書館サービス充実」の所で、図書館利用者に幅広い知識や情報を提供するためという所がありますが、その前に利用者にもっと図書館を知っていただくということが必要かなと思います。よく図書館を利用したり、区報を見たり、ホームページなどを利用できる環境にある方たちはよろしいんですけど、そういう環境にない方たちのために、ぜひ、掲示板等とか回覧板等をご利用いただくように、働き掛けていただければと思っております。回ってきた掲示物等は、いっぱいのおきでも入れ替えて貼ったりなどしておりますので、ぜひ、区長連等に掲示板で掲示をしてほしいというようなお願いを一回、図書館のほうから入れていただければ。以後、そういった掲示物は町会等で周知いただけるかと思っておりますので、そんな努力もぜひお願いしたいと思います。

会長 広報のことですけど、コロナだからこそできる広報という、そういうことでもあるかもしれませんが、これについては前回も話が出てまして、図書館側も少し検討を始めてるということでもありますけど、広報の仕方ですね。アナログの広報が一番伝わるんだという話が前回、ありましたから、これもぜひ、活用していただければと思います。

他の方はいかがでしょうか。オンラインでアクセスされてる方、いかがでしょうか。

委員 今回のテーマが感染症対策ということなので、ある意味、BCPみたいな問題なのかなと感じてるんですけど、ことこのコロナに関して、長期的に図書館が利用できなくなるという状況を想定して、BCP上、何か対策を講じなければいけないという文脈から、電子書籍というのが結構、前に出てきたような感じがありまして。それは確かに、解決策としては一つの出口だと思うんですけど、もっと他の選択肢も含めて図書館のBCPっていうのは何なのか、そういったことがもう少し幅広く議論したらいいんじゃないかと。電子書籍を入れれば、そういったものがすべて解決されてしまうような、ちょっと安易な展開になっているような感じを受けております。

そもそも論の話をしてしまいますと、図書館というものはなぜ存在しているのか。前回もそれで、ソーシャルサービスみたいなことを申し上げましたけど、多くは地域というものに結び付いている。ですから、地域の区民、住民の方がアクセスできる所に、図書館という拠

点があることが重要だと。もし、電子書籍になってしまえば、極端な話をすれば、例えば、沖縄とかに1カ所あれば、みんなそこにアクセスすればいいという話になってしまって、まして、中央図書館の建て替えなんていう問題も、電子書籍の世界になってしまうと必要なくなってしまうということも、極端な話をするとなりかねないのかなと。だから、地域になくてはならない拠点として、本当に必要なんだという図書館のアイデンティティーみたいなものが、今、問われているところなんじゃないかと思っています。

ですから、電子書籍が必要なのか。図書館にとってマストなものなのか。それとも、あればいいぐらいのものなのかとか、優先順位の線引きがかなり重要になってくる気がしています。限られた予算の中で電子書籍に対し、税金といいますか予算を費やすのがいいのか。図書館本来のあるべきリアルな拠点として、紙の書籍に予算を今までどおり振り分けるのがいいのかというところが今、問われてるような気がしますね。

このまま短期的に BCP の問題だけから取り組んでしまうと、電子書籍を入れればそれで解決という話に行くのではなくて、もう少し長期的な観点で電子書籍についての議論を続けるということが良くないかと。だから、今、ここで電子書籍がいいとか悪いとかの結論を出すというのは、時期尚早なのではという印象を受けた次第です。以上でございます。

会長 ありがとうございます。図書館は地域に根付くものということでもありますから、今、地域でどんなサービスが、コロナの中で必要とされるのかということですね。そこがやはり検討しなくてはいけないところではないかと思いますが、その中で委員はどんなことが不便になっているかなどお伺いしたいんですけども。

委員 私は今、会社に勤めてますけど、今回もこういった形で、オンラインの会議をやっていただいているんですけど、企業もどんどんオンラインのビジネスが広がっていくと、例えば、オフィスを集約するとか。大学でも授業をオンラインでやるか、リアルでやるかという問題や、では本当に大学の施設はいらぬのか、授業料の問題もどうなっていくのか、いろいろそういったことに直面されてらっしゃると思うんですけども。

少しずつ収束に向かいつつある中で、リアルなものを再開する価値がないものとはなんなのかということのを再認識すること。具体的にどれということはないんですけど、図書館に限って言えば、今までどおりの時間で利用できるようになるべく持っていく。それとは別に、感染対策は重要なので、継続していくという考え方、それがこれからというか、緊急事態宣言が明けてからのあり方なのかなというふうには思っています。以上です。

会長 ありがとうございます。今、リアルなものが、この時代だからこそ必要であるという、そういうなかで図書館サービスも何ができるかというところをもう一度、検討する必要があるのではないかなと。他に何かご意見はありますか。

委員 第二次実行計画の個別施策 14 の「図書館サービスの充実」について図書館に質問したい。電子書籍等を含む情報資源の活用に向けた検討を行うとともに、図書館独自で作成できるデジタル情報を充実させるとありますが、これが一番僕は大事なことだと思っています。現在、実際に新宿の図書館では、どういうことをしているかをお聞きして、僕なりの提案をしたいと思っているのですけども。まず、図書館の実態を教えてください。

資料係長 ご質問の箇所に書いてあるのは、電子書籍を含む情報資源の活用に向けた検討と、併せて図書館独自で作成できるデジタル情報ということについてですが、情報資源の活用というのは、これは電子書籍の検討ということになりますので、図書館独自で作成できるとデジタル情報の説明に重点を置いてさせていただきます。

関連して、本日、その他のご報告でお話するつもりだったことがありまして、夏目漱石の朗読会をオンラインで3月23日から公開します。内容は夏目漱石に関する研究書籍で、水川隆夫先生の『漱石と落語』という本がありまして、漱石と落語、江戸・東京落語との関わりについての研究資料なんですけど、それは大変、興味深いとか面白い本です。著者の方には直接了解を得て朗読に使わせていただき、オンラインで公開しています。それだけでなく、併せて、『漱石と落語』に出てくる『坊ちゃん』の部分にあわせ、夏目漱石の『坊ちゃん』の朗読を組み合わせています。

こういった朗読会なども区独自で作成できる電子資料、電子情報として取り組み、図書館のホームページなどで公開していきます。今回の朗読会のコンテンツは、著作権上の了承も得られたことから、期間を定めず公開する予定です。

この他に以前ご紹介した docodemo としよしつというホームページ上のコンテンツがあります。これは図書館の分類にならい、分類主題ごとのリンク集という作りになっています。

これは職員の手づくりですが、そういったデジタル情報の提供の他に、これまでも新宿ゆかりの人物、夏目漱石はじめとする、新宿に終生したり、活躍した文豪の方に関するそれぞれのページをつくっています。こちらは電子図書館という話題が出る前から取り組んでいるものです。

委員 もう一つ、ついでに聞きたいのですが、ケーブルテレビとも提携して、いろいろやってらっしゃる図書館の情報を流すということは、今、やってらっしゃるんでしょうか。これも先に聞きたい。他の区立図書館では結構やってらっしゃるようで、放送日の時間を教えてもらったり、録画したDVDを送ってもらったりして見る機会がありました。情報の一部として図書館情報という枠があるのですが、やはりそれを見ると図書館、頑張ってるなとか、今こんなことをやっているんだというのが分かって、図書館そのものに非常に身近に感じます。

そういう意味で、かなりいいやり方だなと思ってるんですけど、取り組んでらっしゃらない区が実は多いんですよ。だけど、取り組んでらっしゃる実態を見るとなかなかいいので、

新宿はいかがですかというのをまず聞きたいです。

中央図書館長 今のご質問、ケーブルテレビとの連携はということですが、現状では図書館から直接ケーブルテレビと連携しているというような取り組みは行っていないところです。一方で、ケーブルテレビについては、新宿区の区政情報課という部署がありまして、これは広報を担っている部署でもあるのですが、ここでは地域資料としての映像資料ですとか、区が作成した広報番組等の放送枠を港区などとシェアをしながら自治体広報番組として放映をしていますが、そういった時間を使って区の作成した動画や交通安全アニメなどを流したりしておりますので、今後、例えば、図書館独自の動画コンテンツなどができたような場合は、そういう活用は考えられるかなと思ってございます。

会長 今の動画を流してというのは、どういう媒体なんでしょうか。

中央図書館長 はい。この媒体というのは、区内でケーブルテレビを契約されている方に、テレビ受像機を通じて配信をしているということですので、残念ながらケーブルテレビをご覧になれる環境がない方は、直接はテレビでは見られないということになります。ただ、ほぼ同じコンテンツを区の公式ホームページの YouTube でも流しておりますので、そちらはご自由にご覧いただくことができます。例えば、区の公式ホームページから YouTube ご覧いただきますと、かなりの動画コンテンツが上がっている状態になっております。

会長 今の館長の回答なんですけど、YouTube は利用できるということなんですけども。YouTube に新宿区チャンネルがあり、こちらに図書館のことも入ってるという認識でよろしいんでしょうか？ 新宿の図書館についても、YouTube 上で紹介があるってということでしょうか。

中央図書館長 現状では、先ほどの夏目漱石の朗読会ですとか、若手作曲家のオン・デマンド・コンサートなど、図書館独自で作成したのも、区の公式 YouTube ページで配信しております。

先月ですと、初めての試みとなりましたが、若手作曲家のコンサート模様などを図書館講座として配信し、YouTube 上で自由にご覧いただいています。また、先ほどの夏目漱石の方も、初めての試みとして、3月23日からの公開ですが、図書館独自で「漱石と落語で味わう漱石作品の世界」をテーマに作成した動画を配信します。そういった意味では区の公式ホームページの YouTube と図書館も連携をしているという状況でございます。

委員 すいません。この資料の中でもう1点だけ、ぜひ聞いておきたいのは、例の新中央図書館のことなんです。先ほど読み上げたところにも、早稲田から合築の提案があったと。

これがこうした公式文書になっているので、以前、この会議で会長に2年か3年前くらいに尋ねたと思うのですが、もう少し聞いておきたい。というのは、きょうの資料の教育ビジョンを見ると、令和3年度はつまり、今度の4月からですね。新中央図書館等の建設検討となっていて、令和4年度継続、令和5年度継続。令和5年度末の目標も同じく新中央図書館等の建設検討で、同じ文言がずっとここ何年？ もう10年近くずっと続いているんじゃないかと。これは塩づけになったままなのか、それとも早稲田からの話が正式にあったので、少し早く建設が早まるのかななどの期待があるんですが、これはどうなんでしょうか。

会長 私は早稲田大学の所属ですが、代表としてのお答えはできないんですけど。

委員 もちろん。

会長 恐らく、早稲田大学そのものからというよりは、中央図書館の隣の理工学部の学術院から、そういう提案があったということ。これはだいぶ前のことで、一時、中庭に仮の事務所を作っていたりもしたので、そういう意味でその頃には、研究施設と図書館を一緒にしたような建物の提案というのは、確かに、あったのは私も記憶しているんですけど、それ以上その話が動いたということは一切聞いておりません。それ以降について、どうなったかというのはわかりませんが、大学の中でも伝え聞いてはおりませんので、恐らくはそのまま立ち消えになってるんじゃないかと思います。これは新宿区に聞かないと分からないですけども。図書館側では、どんなふう聞いていますでしょうか。どうぞ。

中央図書館長 先ほどの新中央図書館の建設における早稲田大学との合築の提案ですが、もともとは平成23年12月に新宿区に提案があったものです。その後の状況は会長からご説明があったとおりですが、当時は総合政策部の特命担当を窓口としておりました。では、その後の動きはという部分ですが、この提案に関しては現在の総合政策部の所管課である行政管理課にも確認したところなんですけど、特段その後大きな動きはありません。結局、新中央図書館と早稲田大学の西早稲田キャンパスの教育研究施設との合築等の提案については、その後この提案を解消する、あるいは前に進めるという話も現状では出ていないといえますか、相互に確認されていない状況です。単なる勉強会レベルではなく、正式に早稲田大学から提案があったものですので、一方的に区側から下ろすというわけにもいきませんし、早稲田大学との調整も進んでいない状態という中で、現状では第二次実行計画でお示ししたとおり、合築提案について検討を進める、という文言が残っている状態です。もともとは東京2020オリンピック・パラリンピックのその後の経済状況を見据えて新中央図書館の建設の具体的な検討に入っていくことを想定していたのですが、このコロナ禍で今後の経済状況も見通せないこともあり、オリンピック・パラリンピック後に検討を進めるという部分も、今は一時凍結せざるを得ないと考えています。

今後、区の財政状況等も踏まえて、あらためて社会経済状況や図書館ニーズ等も見ながら、ということになろうかと思えます。検討を継続という第二次実行計画、これについては曖昧であるところのご指摘もあろうかと思えますが、こうした状況を踏まえ、令和5年度まで引き続き検討期間としているものでございます。

一方で、新中央図書館の建設の具体化は当面見送られるということで、中央図書館では校庭の暫定活用として新たなプロジェクトを動かしてまいります。これは後ほど詳しくご説明させていただきます。私からは以上です。

会長 そのようなことでありますので、これについてはまだ遠い話になりそうな気がするところで、大変残念なことであります。

委員 今のような動きだとして、区役所の中の正確な動きはこの会議を通じてしか我々には分からないので、それは図書館のほうが雰囲気は把握できていると思うんですよ。ただ、こういう個別施策の中に入れて以上、責任をもって、この計画については遂行しますよというのが、行政としての意思表示だと思いますよ、どう考えても。今のようなことだったら、これは具体的な動きがあまり期待できない。少なくとも、この図書館運営協議会として、新中央図書館の一日も早い建設については声を上げるべきだと思いますね。そうしないと、どんどん他の仕事の中に埋没して行って、みんな忘れてしまいますよ。ここにこうやって行政文書の中に書き込む以上、その責任は負うべきだと思いますね。つまり、全然見通しが立っていないのに、ここに取りあえず入れておきましたというのは、明らかに無責任ですよ。こう書く以上は、この実現に向けて、それは館長も含めて図書館側は働き掛けをやるべきですね。この運営協議会の委員としても、今のこの中央図書館は、明らかに仮住まいですよ。10年以上このままでいるのでは、どんなにいい計画をわれわれが考えても、この施設では限界があります。

私は以前、新しい中央図書館建設の検討委員もやっていて、当時、早稲田の先生が座長で、一生懸命時間かけてやったわけですよ。それがずっと店晒しになっているというのは、本当に遺憾に思います。だから、少なくとも協議会としては、一日も早く新中央図書館の建設に向けて、動き始めてくださいという声を上げるべきではないですかね。そうしないと、今の話を聞いていると、これではいつまでたっても埒があかないという印象を持ちました。

会長 ありがとうございます。私もこの話は館長と話をしておりまして、何か文書を正式に作るということも、必要であればやぶさかではないと思えますので、これは委員の皆さまがたのご意見も伺って、そういう要望書みたいなものを作っていくというのも、考えたほうがいいと思えます。もうずっとこの状態ですからね。もう少し具体性を持った計画に移してほしいということは、少なくとも言っていたきたいと思います。

委員 協議会としては、何らかのアクションを起こすべきだと思いますね。駄目元でという言い方をしてはいけないかもしれないけど、協議会としては、早く新しい図書館をつくってくださいという声を上げるべきだと思います。

会長 分かりました。ありがとうございます。それでは、この次の議題に移ってもよろしいでしょうか。いただいたご意見、コロナ禍でのサービスのあり方については、それぞれいろいろ議論があったと思います。その点、図書館側で肉付けしていただければと思いますので、十分なまとめにはなっておりませんが、ぜひ、きょうの議論を計画に反映できるような形で、まとめていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、その次の議題ですけど、新宿区立図書館運営協議会の設置要綱の改正についてということで、よろしく願いいたします。

中央図書館長 新宿区立図書館運営協議会設置要綱について、ご説明をいたします。経緯としましては、令和元年度の行政監査において、区の設置する附属機関等の設置根拠等について改めて点検精査が必要との意見を踏まえてのものです。もちろん図書館運営協議会に関しての指摘ということではありませんで、区が条例によらず要綱や規則において設置している協議会等についてのものです。

図書館運営協議会は、区立図書館の運営や図書館が提供するサービスなどについて幅広く意見交換などを行い、図書館運営に生かしていくための協議会として、平成11年に設置しています。この協議会は、諮問を受けて何らかの意思決定を行い答申するような合議制の機関ではないことから、条例によらなければ設置できない、審議会に相当するような会議体ではないことを明確にするため、行政監査の指摘等を踏まえた区の統一基準に照らし、設置要綱を見直すこととしたものでございます。

それでは設置要綱の新旧対照表をご覧ください。第1条では、現行規定で「諮問」や「教育長に意見を述べる」という規定がありましたが、先ほどご説明したように、意見集約や意見表明を行う機関ではないことから、趣旨規定として全面的に改めたものです。第2条は第1項、第2項とも規定整備です。第5条第1項は開催回数に関する規定ですが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言下や大規模災害発災時の場合など、所定の回数を開催することが困難となる場合を想定し、合理的な理由がある場合には年4回以上の開催ができないことも許容される規定にしたものです。次に、改正前の現行規定における第5条第3項では、組織としての議事決定に関する規定でしたが、この規定は意見集約に当たるとされる恐れがあることから、統一基準に照らし削除しています。改正後の第3項は規定整備です。次に、改正後の第6条及び第7条は新設の規定で、統一基準に照らせば、会議及び会議録等の公開は、要綱設置の協議会等は努力義務とされているところ、図書館運営協議会は従前から会議は傍聴を認め、また会議の記録もホームページで公開しており、要綱上も公開原

則を明確にするため、規定を新設したものです。最後に附則です。現在の委員の任期が本年6月23日までであることから、総務課の文書法制部門とも調整のうえ、改正にあたっては経過措置等を設けるのではなく、次の任期の開始期となる6月24日から施行することとしました。

こうした規定整備を今回の改正で行っておりますが、まず、資料にもお付けしてございますが、この新宿区の図書館運営協議会はまず、図書館法上の図書館協議会とは別の機関というふうに整理をさせていただいております。23区の状況を見てみますと、図書館サービスの在り方を検討する組織は多くの区が設置しているところですが、その設置根拠については、明確な規定がない区のほうが多いようでございます。新宿区では、これまでもこの要綱の形で設置しておりまして、協議会の委員の皆さまには、この要綱に基づいて意見をいただいているということになります。基本的に、本区の図書館運営協議会の在り方は、要綱改正後もこれまでのスタイルを継続するというを前提にしております。人数も、行政監査では構成員の人数が目的に照らして適正であるか再チェックすることとなっておりますが、これも有効に機能していて、人数が多いということはないというふうに判断しています。結果としては、執行機関の附属機関として条例設置にすべきものを規則、要綱等で設置していないかという部分については、そうした疑念を抱かれないよう規定を整備しますが、実態としては、これまでと変わらない会議体として運用していくという形で見直したものでございます。区の会議体の中では、行政監査を踏まえて条例化をする会議体もごく一部ございますが、ほとんどの会議体は要綱改正等によるより適正な運用を図っていくものと理解しています。図書館運営協議会についても同様、要綱改正により対応しますが、内容としては今までどおりの活動を、来年度以降も行っていくという考えでございます。以上です。

会長 ありがとうございます。今、改正案とありますけど、この改正案については、どこかで決定し成案化するという流れになるのでしょうか。

中央図書館長 この見直しについては、それぞれの会議体等で検討する課題ではなく、会議体等を設置している執行機関自らが行うべきものです。この図書館運営協議会については教育委員会が設置しているものですので、見直しにおいては既に教育長の改正方針の決定を得ており、区の教育委員会として改正するものでございます。

会長 分かりました。では、Web参加の委員から手が挙がっています。お願いいたします。

委員 基本的にはこういう設置要綱の改正は必要で、これは言うてみれば、いわゆる、ガバナンスの一環ですよね。図書館のガバナンスとして、こういうのを整備するというは当然、必要だと思います。特に今回、新たに第7条で、会議の記録の作成が入るわけですよね。前々からちゃんと記録が作られないのは変だなというふうには思っていたんですが、こ

れで今後、記録がちゃんと整備される。については、記録について事前に多分、委員がチェックしないといけないというようなことになって、仕事は増えるのですが、これはやむを得ないと私は思います。

質問なんですが、第2条。構成員の第2項の(6)の区内学校職員とあるのですが、この中に区内学校職員という記述が新旧対照表どちらを見ても同じで、前からこうなってるのですが、この中に学校の先生はちゃんと含まれるのでしょうか。つまり、学校職員といったときには普通、教職員には先生が含まれるのだけど、区内学校職員という書きぶりでは、先生は含まれないかのように私には読めてしまうのですが、ここはいかがでしょうか。

中央図書館長 この部分で教職員ではなく、学校職員となっているということは、教員が含まれないのではないかとのご指摘かと思いますが、学校の教員については教育職員ということになりますので、学校職員で読み込むことが可能というふうには考えてございます。

委員 そうなんですか。実際には先生がずっと出てきてるし、私はやっぱり、校長先生あたりに来ていただくのが一番いいとは思うんです。だから、本当は私はだから、教職員ではないかなというふうに思ってたのですが、学校職員と書いて先生も含まれるという理解でよろしいですね、確認です。

中央図書館長 この部分については、例えば、現在ですと、小学校の校長先生が入っています。今回の改正では教育委員会の法制執務担当の審査を経ておりますので大丈夫かと思いますが、むしろ、校長会の推薦を得た者などと規定するほうが実態に合ってるのかなとも思っていますので、念のためこの部分は改めて確認しておきます。それから、会議の記録部分については、この要綱改正前から記録をとっておりまして、区の公式ホームページで委員名を消した状態で会議の記録として公開しておりますので、実態としてはこれも行ってきております。

委員 今の点は了解しました。もう一つは、参考資料として、23区と同じような会議体が設置されてるかどうかの一覧が添えられてきました。でも、こちらの資料でおかしいのは上から2番目。千代田区はありますよ。千代田区はかなり自治的に機能した、図書館評議会とってますけどもね。これは平成19年から設けられていて、この手の会議体としてはやはり、モデルになるケースだと思います。というのは、図書館評議会の中にきちんと評価部会を別途、設けてるんですよ。図書館の経営評価をやるような、そういう作業をやる部会が、この評議会の中に設けられています。しかも、設置要綱をきちんと持ってますから、これがなしになってるのは、私には全く理解できません。

それから、一方で社会教育委員の会議を、例えば、下から2番目の葛飾区の場合に挙げて

ますが、これは確か、新宿区でもあって、この社会教育委員の会議から、こちらの図書館運営協議会に出てる方も1人か2人、いらっしゃるわけですよ。あと、下のほうから6番目。荒川区が社会教育委員の会議へって実施時期の所に書いてありますが、これを入れるのであれば多分、他の区だってかなり社会教育委員の会議は持ってますよ。社会教育委員の会議は社会教育法で一応、任意設置なんですけど、これを持ってる所は多いですから。ただ、社会教育委員の会議は、そんなに図書館のことはやりません。下から2番目の葛飾区を図書館の方針等というか、一番表の右側を見ると、葛飾区の場合に図書館の基本的な考え方って書いてありますが、これをやったのは2年から3年前。そのときは私も葛飾区の委員に入りましたが、これは社会教育委員の会議で、今年度は図書館のことを取り上げますということで図書館の基本的な考え方をまとめたんですよ。その前の年や次の年は、もう図書館のことは全くやってませんから。だから、これを入れてしまうのは、ありだっというのはいくらも誤解です。私がここに関わったから分かってる。このときは毎回、図書館のことをやりました。でも、前の年と次の年のときには委員も全部入れ替わって、全く図書館のことはやっておりません。だから、この表の作り方がどうなっているのか。あと、それから、豊島区。豊島区は図書館経営協議会を持ってるんですが、これは平成17年からで、これは比較的古いんですよ。これも私、関わってたんで分かってるんですが、これは図書館のことをもっぴらやるんですが、この会議体は平日の夜やりました。

この設置要綱を変えるのはいいと思うんですが、もっと委員の構成に私は多様性、つまり、年齢層の幅、仕事をしてる現役世代。それと早稲田の学生など、若い現役の学生もいたほうがいいと思います。そういう意味では、先ほどの構成の部分はそのように大きく変わってないようですが、多様性を持った会議体にしていくことが今後、必要だろうと思います。

そういう意味では千代田区の例もモデルになるし、杉並区がこの中で唯一、図書館法に基づく協議会を設けてるわけですからね。そういうところのやり方を見て、新宿区の場合に。設置要綱は新しくなって、これでいいと思うんですが、会議の実質をもう少し多様な意見が反映されて、図書館の運営にきちんと生かされ、しかも、こういう活動をやってますよってことが、区民のかたがた、図書館の利用者のかたがたに多く知ってもらえるような活動に取り組んでいくべきだろうと思います。この設置要綱の改訂を機会に、ぜひ運営協議会の活性化と、多くの人にこういう協議会に関心を持ってもらって、図書館にいろんな意見を寄せて、そういうものを反映する協議会にしていただければと思います。以上です。

中央図書館長 ご指摘、ありがとうございます。先ほどの委員の多様性という部分につきましては、実は行政監査報告書をご覧くださいますと、委員と同じことが述べられてございまして、年齢ですとか、あるいは女性が少ない会議体が多いので、それについては改善を図るべきというようなこと、それから在任期間が長過ぎる方がいないか、幅広い知見が得られるような委員の選任が行われているか等々について、きちんと各会議体の所管はチェックをすべきという意見も付されてございます。この図書館運営協議会は、ちょうどことし6月を

もって現在の委員の方の任期がまいります、ただ、公募の方、どのような方が来ていただけるかというのは、事前に分かりませんが、そうした多様な方がご参加いただけるような会議体を、われわれとしても目指していきたいと思っております。

資料の作りについては、要綱というのはなかなか例規集に載っていないということで、事務局のほうで調べましたが追いきれない部分がございます。その点についてご説明をさせていただければと思います。

事務局 資料はホームページを確認したものになりまして、ホームページに運営協議会みたいな、そういう名称のあるものについてピックアップしたものになります。千代田区は指定管理者が中央図書館も兼ねていまして、そのページまで確認してなかったところがありますので、これは参考程度に、特別区ではどんな感じかというのをお見せしようと思っ、作ったものになります。すみません。もう少しちゃんと調べて、載せればよかったと思います。

委員 千代田区は、ちゃんと調べたほうがいいと思いますよ。

事務局 分かりました。

委員 多分、一番熱心にやってるのは千代田区ですよ。

事務局 ありがとうございます。

会長 それでは、この改正について皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次の議題で、校庭の暫定活用についての報告をお願いします。

事務局 前回の会議のときに、2月20日にオリエンテーションを行いますとだけ告知させていただきましたが、そのオリエンテーションの様子について報告したいと思います。

先ほど、新中央図書館の建設の話等もありましたが、旧校庭の暫定活用ということ今年度、考えて実施しました。新宿の一等地に全く活用してない土地があって、ここに平成25年度に移転してから、ずっと活用ができないかどうかを考えてきたところです。そこで今年度、コロナ禍で後手後手にはなっていましたが、このオリエンテーション報告書の趣旨のところですね。「みんなの居場所をみんなでつくる」「図書館のにぎわい創出」「緩やかなつながり」というのをモットーとして、12月中旬から1月中旬までボランティアを募って、校庭活用を考えていくことにしました。

ボランティアとこの事業の名称を「そらとだいちの図書館」として2月20日、オリエンテーションを行いました。ボランティア登録は20名いまして、そのうち15人と見学3名

の18名が、この2月20日に参加されました。オリエンテーションではこの活動の趣旨の説明と活用期間ですね。活用期間は新中央図書館等の建設の前までとしました。活動時間は原則開館日の日没まで。開館時間までを制限として、安全対策を講じた上での夜間の屋外行事も可能ということの説明いたしました。その後、自己紹介、校庭見学をして、グループワークを行いました。

グループワークでは、図書館校庭でできたらわくわくすることを、皆さんで話し合いました。その報告については次のページにありますが、時間がないのでそこは割愛しまして、今後のスケジュールについてご説明します。

3月中旬の園芸事業者による攪拌作業は昨日終わりました。そこを二つのエリアに分けて、一つは芝生とか憩いの場になるような部分。それから、もう一つの所は菜園にします。広さ的には、15メートル四方ぐらいの広さで、菜園事業をやっていこうと考えています。

今期の最後の会議は6月に予定していますが、その頃にはだいぶ変化しているのが見られるかなと思っております。先日、コアメンバーのボランティアの方とお話しして、ゴールデンウィーク明けぐらいに何かオープニングイベントができるといいねみたいな、そんな話をしていたところです。3月28日の日曜日にワークショップを開いて、4月にももう一度、このボランティアさんとワークショップを開いて、そこで今後の方向性を皆さんで考えていこうと思ってます。もし、オープニングイベントができるような状態でしたら、委員の皆さんにもご案内したいと思っています。以上が報告になります。

会長 ありがとうございます。これについて何かご質問等ありますでしょうか。特に区民の方がいろいろな期待を持っている方、多いと思いますけど、区民の委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、時間も限られておりますが、その他ということの一つあるということなのでお願いします。

資料係長 1点、報告させていただきます。新宿区立図書館で個人貸しDVDの貸出数を1点から2点に増やすということで、今年の1月から6カ月間、試行期間ということで実施をしてまいりました。3カ月目が終わった時点、今月でいったん、課題とかその辺を集約をしてということになっておりますので、その結果ですけど、1月から2月の間でDVDの予約数で言うと、前年の同月比で74パーセント予約が増になると。貸出は約29パーセント増というふうになっておりまして、この違いというのは、予約自体は瞬間的にどっと入るのですが、貸出自体は返却されて、それで順々に回っていくので、その差かなというところで、一応、予約数は7割がた増えたということになっております。

課題としては貸出数の増加に伴って、一部の人気DVDに対しての予約が20件を超えてるものも出ています。それ以外にも実際、DVDの書架が空いた状況があるとか、職員館側の作

業として、予約を拾う数が7割がた増えてるので、それへの影響であるとか、あるいは図書館間を回る配本車の作業も若干、影響は見られるというところでもあります。対応といたしましては、DVDの購入数を増やしていく。あるいは、作業としては派遣職員などを活用することで対応しようというふうに思っております。

まだ試行期間は残り3カ月ありますけど、方向性としては4月以降、本格実施に向けて移行していくというところで、進めさせていただこうと考えています。やはり、DVDに対するニーズというか、人気の高さというのはいかがえますので、当初どおり本格実施に向け取り組みを進めていくというところで、ご報告でございます。

あとは先ほども漱石の朗読会のご案内を申し上げましたが、3月23日以降、新宿区の図書館のホームページにもお知らせがアップされますので、ぜひご覧になっていただきたい。区報にも掲載をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。DVDの貸出について、改正しようということから始まった試行ですので、あと3カ月、どのようなことになるのか、これまた統計等とっていただいて報告していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、その他として、私のほうで一つお願いがあります。きょうの資料の中の、感染症対策と区立図書館サービスのあり方」という所。基本施策の15「子ども読書活動の推進」というのがありますが、この中で「学校図書館の充実」という項目について、非常に新宿区の大きな問題だと思う部分が、学校図書館支援員を全校に配置、週2回程度と書いてあるところですが、学校図書館法では学校司書を置けという努力義務が法律に書き込まれているのですが、新宿区ではまだ学校司書の配置になっていなくて、非常に残念です。この件について子ども読書活動推進計画の中で、もっと充実して、しっかりとした学校司書を配置していくという方向にしていく。それだけの覚悟が新宿区に必要なと思うのですが、財政措置も含めて改善していただきたいと思っております。そうしないと、学校図書館の有益には絶対なりませんし、これは教育にそのまま関係します。今の学習指導要領には学校図書館の活用ということが盛んに言われてるわけでありますよね。ですから、それがこれではなかなか難しいことになると思いますので、ぜひ学校司書の配置を、この次の段階で考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。私からは以上です。

委員 すいません、ちょっとお聞きしたいことがあります。先ほど質問にありました開館時間についてですが、4月30日までは開館時間の短縮とのことですが、やはり、4月30日までは今の20時ということが決定なんでしょうか。

他の検温、消毒、換気、手先消毒、マスクのお願い、1日2回の館内消毒はとてもいいと思いますので、これは手続き、安心感にもつながりますのでやっていただくと、お手間ではありますがうれしいと思います。

会長 今の件ですけど、これはいかがでしょうか。回答があるのではないかと思うんですけども。

事務局 20 時までの開館時間の短縮については、明日、政府が緊急事態宣言を解除しますが、新宿区では 3 月 15 日号の広報で既に、4 月末まではコロナ警戒期間ということで引き続き、図書館でも適用していくことになります。

委員 わかりました。飲食店はやはり、感染の恐れがあるということなんですけども、もし可能であれば、先ほどの DVD 等の返却が窓口でしかできないということもありますので、貸出ですとか予約ですとか、そういった窓口対応だけでも、少し時間を延長されたらありがたいなと思ひまして、一言付け加えさせていただきました。

会長 新宿区全体のそういう期間になってしまってるということでもありますから、これはコロナ禍で致し方ないかなとは思ひます。また 4 月の辺りに感染が拡大する可能性が今、予測されておりますので、また 4 月 30 日以降、どうなるかっていうのは全く読めないの、何とも難しいかなと思ひますけど、新宿区でも努力していただければと思ひます。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次回について事務局からお願いします。

事務局 はい。次回は 6 月を予定しておりまして、日程についてはまた別途、ご連絡させていただきますと思ひます。先ほどありましたように、4 月中旬から次の委員の公募も始まります。6 月の次の会議の後からは委員が交代することになりますので、よろしく願ひいたします。以上です。

会長 ありがとうございます。それでは、きょうもちょっと時間が過ぎておりますけど、このハイブリッドの会議ということで、なかなかうまくいかない部分はありましたけど、皆さまがた、どうもご協力ありがとうございました。それでは、これできょうの会議をお開きにしたいと思ひます。お疲れさまでした。

一同 お疲れさまでした。

(了)